

平成 30 年 11 月 8 日

京都地方裁判所

## 新型インフルエンザ等対応業務継続計画

京都地方裁判所（京都地裁本庁、京都簡裁、京都第一・第二検審及び管内裁判所（地裁各支部及び管内独立簡裁をいう。））は、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。）第 2 条第 1 号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生に備えた業務継続計画を、最高裁判所において平成 28 年 6 月 1 日に策定された「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」（以下「最高裁計画」という。）に定めるところによるほか、最高裁計画第 1 の 2 の定めに基づき、下記のとおり定める。

### 記

#### 1 他の業務継続計画との関係

京都地方裁判所においては、「大規模地震等対応業務継続計画」を策定しているところである。同計画と本計画とでは、非常時における制約のある状況において、優先すべき継続業務を特定し、裁判所の機能を維持するという目的やその実現のための方法などの点で共通する要素もある一方、大規模地震と新型インフルエンザ等では、被害の地理的な範囲、被害が継続する期間、被害への対応など異なる要素が多いことから、本計画は、大規模地震を想定した業務継続計画とは、別個の業務継続計画として策定するものである。

#### 2 対策本部の設置（最高裁計画第 1 の 4 の (2)）

新型インフルエンザ等が発生した場合、その対策等を推進するとともに、業務継続の組織体制の構築と指揮命令系統を明確化するための意思決定機関として、別紙第 1 「本部要員」欄のとおり京都地方裁判所新型インフルエンザ等対策本部（以下「BCP 本部」という。）を設置する。

#### 3 新型インフルエンザ等発生時の執務体制の確保（最高裁計画第 3 の 3）

##### （1）指揮・命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定機能を維持するため、各部課等の権限者の代行者を別紙第 1 「代行者欄」のとおり指名する。

また、情報流通を確保するために、別紙第 2 のとおり、部署別室長及び代

行者を定める。部署別室長及び代行者は、BCP本部との連絡窓口として担当する部署に所属する職員の情報等を収集しBCP本部に報告するとともにBCP本部からの情報を所属する職員に提供する。

## (2) 人員計画の策定の準備

### ア 必要人員の算出

発生時継続業務を適切に実施、継続するために必要な人員（新型インフルエンザ等対策業務に従事する人員を含む。別紙第3を目安とする。）を確保するための人員計画を策定する。

### イ 人員計画策定のための資料の収集

- i 人員計画策定のための資料として職員情報の一覧（大規模地震等業務継続計画上のものと同一のもの）をBCP本部に備えおく。人事異動等によりこの情報に変更が生じた場合は、速やかに名簿を更新する。
- ii 人員計画は、iの情報に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足等による都合で出勤困難となる可能性のある職員や基礎疾患を有するため出勤困難となる可能性のある職員等を考慮するほか、勤務庁以外への応援体制についても検討する必要があることから、BCP本部は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職員から人員計画策定のために必要な情報を収集する。

## 4 業務継続のための執務環境の確保（最高裁計画第4の1）

### 物資サービス等のリスト及び備蓄計画

最高裁計画第4の1に基づき、物資については別途定める計画書のとおり備蓄する。

以上

## 新型インフルエンザ等対応業務継続計画（B C P）対策本部

構成員役名	本部要員	第1代行者	第2代行者
本部長	所長	刑事上席裁判官	民事上席裁判官
副本部長	事務局長	(総担当)事務局次長	(人・経・出担当)事務局次長
本部員	民事首席書記官	民事次席書記官	民事訟廷管理官
	刑事首席書記官	刑事次席書記官	刑事訟廷管理官
	(京都簡裁)庶務課長	(京都簡裁)訟廷管理官	民事訟廷副管理官
	総務課長	総務課課長補佐	(総担当)事務局次長
	人事課長	人事課課長補佐	
	経理課長	経理課課長補佐	(人・経・出・担当)事務局次長
	出納課長	出納課課長補佐	
	(京都第一検審)局長	(京都第二検審)局長	(京都第一検審)総務課長

※事務局次長及び次席書記官は、代行により本部員とならない場合でも、適宜対策本部を支援する。

※主位者から第2代行者までのいずれをもっても構成員に充てることができないときは、構成員となっている本部員は、本表記載以外の職員を構成員に充てることができる。

※ 対策本部構成員の定数は、これを設けない。

# 新型インフルエンザ部署別室長

別紙第2

## 1 事務局関係

部署名	室長	第1代行者	第2代行者
総務課	総務課長	総務課課長補佐	人事課課長補佐
人事課	人事課長	人事課課長補佐	総務課課長補佐
経理課	経理課長	経理課課長補佐	出納課課長補佐
出納課	出納課長	出納課課長補佐	経理課課長補佐
検察審査会	京都第一検審局長	京都第二検審局長	京都第一検審総務課長

## 2 地裁民事関係

部署	室長	第1代行者	第2代行者	
民事訟廷	民事訟廷管理官	民事訟廷副管理官	第4民事部(上席)主任書記官	
第1民事部	主任書記官	第2民事部主任書記官	第7民事部(上席)主任書記官	
第2民事部	主任書記官	第7民事部(上席)主任書記官	第1民事部主任書記官又は第6民事部(上席)主任書記官	
第3民事部	主任書記官(上席)	第4民事部(上席)主任書記官	第6民事部(上席)主任書記官	
第4民事部	主任書記官(上席)	第6民事部(上席)主任書記官	第3民事部主任書記官又は第7民事部(上席)主任書記官	
第5民事部	(保全) (破産)	(保全・破産担当) 総括主任書記官	(執行担当) 総括主任書記官	民事訟廷管理官
	(執行)	(執行担当) 総括主任書記官	(保全・破産担当) 総括主任書記官	民事訟廷管理官
第6民事部	主任書記官(上席)	第3民事部主任書記官	第4民事部(上席)主任書記官	
第7民事部	主任書記官(上席)	第1民事部主任書記官	第2民事部主任書記官又は第4民事部(上席)主任書記官	

## 3 地裁刑事関係

部署	室長	第1代行者	第2代行者
刑事訟廷	刑事訟廷管理官	裁判員調整官	刑事次席書記官
第1刑事部	(上席)主任書記官	第2刑事部主任書記官	第3刑事部(上席)主任書記官
第2刑事部	主任書記官	第3刑事部(上席)主任書記官	第1刑事部(上席)主任書記官
第3刑事部	(上席)主任書記官	第1刑事部(上席)主任書記官	第2刑事部主任書記官
令状	主任書記官	刑事訟廷管理官	裁判員調整官

## 4 京都簡裁関係

部署	室長	第1代行者	第2代行者
庶務課	庶務課長	訟廷管理官	
訟廷	訟廷管理官	庶務課長	
民事1, 2係	主任書記官	庶務課長	
民事3, 4係	主任書記官	訟廷管理官	
民事5, 6, 8係	主任書記官	訟廷管理官	
民事7係	主任書記官	庶務課長	
刑事	主任書記官	庶務課長	訟廷管理官

## 5 北部3支部・京丹後簡裁関係

部署	室長	第1次代行者	第2次代行者
地裁舞鶴支部 舞鶴簡裁	庶務課長	主任書記官	福知山支部庶務課長
舞鶴検審	検審局長	宮津検審局長	
地家裁園部支部 園部簡裁	庶務課長	民事訟廷管理官	執行担当総括主任書記官又 は 保全・破産担当総括主任 書記官
地家裁宮津支部 宮津簡裁	庶務課長	舞鶴支部庶務課長	福知山支部庶務課長
宮津検審	検審局長	舞鶴検審局長	
地家裁福知山支部 福知山簡裁	庶務課長	主任書記官	舞鶴支部庶務課長
伏見簡裁	庶務課長	京都簡裁訟廷管理官	
右京簡裁	庶務課長		
向日町簡裁	庶務課長		
木津簡裁	庶務課長		
宇治簡裁	庶務課長		
亀岡簡裁	庶務課長	園部支部庶務課長	京都簡裁訟廷管理官
京丹後簡裁	庶務課長	宮津支部庶務課長	舞鶴支部庶務課長

## インフルエンザ発生時における優先業務の処理に要する人員一覧表（管内）

序 名	部署等	発生時継続業務以外の業務									備考	
		感染拡大期（第2順位に相当）			まん延期（第1順位に相当）			回復期（第3順位に相当）				
		裁判官	書記官	事務官等	裁判官	書記官	事務官等	裁判官	書記官	事務官等		
舞鶴支部	庶務	2	3	2	2	2	1	2	3	2		
	民事											
	刑事											
福知山支部	庶務	1	3	1	1	2	0	1	4	1		
	民事											
	刑事											
宮津支部	庶務	1	2	0	1	2	0	1	3	1		
	民事											
	刑事											
園部支部	庶務	1	2	0	1	2	0	1	3	0		
	民事											
	刑事											
伏見簡裁		1	1	0	1	1	0	1	2	0		
右京簡裁		1	1	0	1	1	0	1	2	0		
向日町簡裁		1	1	0	1	1	0	1	1	0		
宇治簡裁		1	1	0	1	1	0	1	1	0		
木津簡裁		1	1	0	1	1	0	1	1	0		
亀岡簡裁		1	1	0	1	1	0	1	1	0		
京丹後簡裁		1	1	0	1	1	0	1	1	0		
合計		10	14	1	10	13	0	10	19	2		

## インフルエンザ発生時における優先業務の処理に要する人員一覧表（本庁関係）

部 課 署	発生時継続業務遂行に必要な人員				発生時継続業務以外の業務												備考			
					感染拡大期（第2順位に相当）				まん延期（第1順位に相当）				回復期（第3順位に相当）							
	裁判官	書記官	管理職・係長	事務官	裁判官	書記官	管理職・係長	事務官	その他	裁判官	書記官	管理職・係長	事務官	その他	裁判官	書記官	管理職・係長	事務官	その他	
総務課	総務課内全係で		1	2			1	2				1	2			1	2			局次長は含まない。
	自動車運転手								1					0					1	
人事課	給与係		1	2			1	2				1	2				1	2		採用試験時は除く。
経理課	管理係			1				2					1					2		
	用度係		1	1			1	2				1	1				1	2		
	共済組合係							1					1					1		
出納課	出納係			2				2					1					2		
	保管金係							3					2					3		
一、二検審				2				3					2					3		
第1民事部					3	4	0			1	2	0			3	4	0			
第2民事部					3	4	0			1	2	0			3	4	0			
第3民事部		1 3 0			3	4	0			1	2	0			3	4	0			
第4民事部					3	4	0			1	2	0			3	4	0			
第6民事部					3	4	0			1	2	0			3	4	0			
第7民事部					3	4	0			1	2	0			3	4	0			
第5民事部	保全係	1 2 1			4	9	3				6	2				4	9	3		
	破産・再生係				4					2					4					
	債権執行係				1	10	4				8	2				10	4			
	不動産執行係																			
民事訟廷	庶務係			1	0			1	2				1	0				1	2	
	事件係																			首次席は含まない。
	記録係																			
執行官室									4				2					4		
第1刑事部		2 3 2			3	3	0			1	1	0			3	3	0			
第2刑事部					3	3	0			1	1	0			3	3	0			
第3刑事部					4	4	0			1	1	0			4	4	0			
刑事訟廷	庶務係・記録係					1	1	1			1	1				1	1	1		首次席は含まない。
	事件係		(1)		(1)	1	1			(1)	1	0			(1)	1	1			(注)括弧内の裁判官の人数は、刑事部等からの応援人数である。
	令状係		(1)		(1)	1	1			(1)	1	1			(1)	1	1			
	裁判員係		0		(3)	1	2			0		1			(3)	1	2			
京都簡裁	民事公判係	1 3		0	2	4	1			1	2	0			2	4	1			
	支払督促係			0	1	1				1		0			1	1				
	民事調停係			0	2	2	1			1	1	0			2	2	1			
	刑事係				1	2				1	1				1	2				
	訟廷事件係			0		1	1				1	0				1	1			
	訟廷記録係					1					1					1				
京都簡裁庶務課				1				1					1				1			
合 計	5	13	10	4	37	69	29	8	5	14	41	14	7	2	37	69	29	13	5	